

日本アーカイブズ学会出版助成要領

1 目的

この要領は、会則第22条の規定に基づき、学術研究の成果（翻訳等を含む）の出版助成に関して、必要事項を定めるものである。

2 助成の対象

出版助成の対象となる図書は、本学会の正会員が執筆したアーカイブズ学に関する学術図書（共著を含む）とする。

3 助成の申請

- (1) 申請者は本学会の正会員でなければならない。
- (2) 出版助成を希望する者は、別に定める出版助成申請書に必要事項を記入し、完成稿、電子ファイル及び出版社による出版確約書を添えて、日本アーカイブズ学会会長（以下「会長」という。）宛に申請するものとする。
- (3) 出版社は、原則として、学術出版に実績を持つ出版社とする。
- (4) 申請の受付期間は、別に定める募集要項による。

4 審査委員会

- (1) 出版助成の適否を審査するため、本学会に審査委員会を置く。
- (2) 審査委員会は、学会の委員会において選出される若干名の委員により構成する。

5 助成の決定

- (1) 審査委員会は、申請受付期間終了後3ヶ月以内に審査結果を会長に答申する。
- (2) 会長は、審査委員会の答申を尊重して、速やかに採択者を決定する。
- (3) 助成が採択された申請者は、採択から1年以内に出版しなければならない。

6 助成額

助成額は、出版に必要な経費（原稿料を除く）の一部として各年度の助成予算の範囲内とする。

7 助成金の交付

助成金は、実績報告書と刊行された図書1部が日本アーカイブズ学会事務局に提出された後に、出版社に対して支払われる。

8 助成の表示

助成を受けて出版される図書には、日本アーカイブズ学会の出版助成を受けて刊行されたものである旨が明記されなければならない。

9 助成の取り消し

会長は、申請通りに図書が出版されない場合、または5（3）に規定した範囲を超えて遅延したときは、出版助成の決定を取り消すことができる。

付記 この要領は、2015年7月23日の日本アーカイブズ学会委員会において定められた。

付記 この要領は、2018年10月26日の日本アーカイブズ学会委員会において一部改正された。

付記 この要領は、2020年2月12日の日本アーカイブズ学会委員会において一部改正された。